

# 令和3年度 江戸川区熟年しあわせ計画及び 介護保険事業計画検討委員会（書面開催）

## 1 議 事

- (1) 計画策定の趣旨と検討委員会の役割
- (2) 江戸川区の熟年者を取りまく状況
- (3) 熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画の進捗について

## 2 その他

「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例の整備について

### (配付資料)

- 資料1 江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会委員名簿
- 資料2 「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」の改定について
- 資料3 江戸川区の熟年者を取りまく状況
- 資料4 熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画の進捗について
- 資料5 取組と目標に対する評価シート
- 資料6 介護保険サービス見込量の進捗管理シート
- 別 添 「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例の整備について  
「江戸川区子どもの権利条例」資料
- 冊 子 江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）及び第8期介護保険事業計画（計画書）

# 令和3年度 江戸川区熟年しあわせ計画及び 介護保険事業計画検討委員会(書面開催) 説明要旨

## 議事 1 計画策定の趣旨と検討委員会の役割

### 【資料 1】江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会委員名簿

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱」第3条に基づき、各団体からの推薦および区民からの公募により、資料1に記載のとおり委員を選任いたしました。任期は令和6年3月31日までとなります。同封した委嘱状を交付することで、委嘱に代えさせていただきます。委員長、副委員長の選任は互選によることとなっており、次年度の委員会にて行うことといたします。

### 【資料 2】「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」の改定について

この委員会は、熟年者の保健福祉施策と介護サービスの充実を趣旨とする「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」の進捗状況の検証および改定に関する事項を協議し、結果を区長に報告することを目的としています。令和3年度、令和4年度においては各1回開催し、計画の進捗状況の検証を行います。この検証を踏まえ、令和5年度は5回程度開催し、令和6～8年度を計画期間とする「江戸川区熟年しあわせ計画及び第9期介護保険事業計画」の策定に向け、ご意見を賜りたいと思います。

## 議事 2 江戸川区の熟年者を取りまく状況

### 【資料 3】江戸川区の熟年者を取りまく状況(見える化システムによる地域分析)

この資料は、厚生労働省が運営する「地域包括ケア見える化システム」を用い、本区の特徴とその要因を分析した上で、課題や取組みの方向性を記載したものです。

本区の65歳以上の人口や高齢化率が年々上昇する中、特に75歳以上の方の割合が上昇してきています(1頁)。

要介護認定率は年々上昇していますが、令和3年9月末時点の要介護認定者数は、計画値と比較し約1ポイント高い値となりました。

この原因は、コロナ禍による外出制限が影響を与えているものと推測されます(2頁)。

本区の要介護認定率は、他区と比較すると低い傾向にあり、江東5区では最も低く、23区では3番目に低い値となっています。

なお、年齢構成や性別など、認定率に影響を与える要素を除外した調整済み認定率は都の平均値と同程度であり、江東5区では低い傾向となっています（3、4頁）。

高齢化率を日常生活圏域ごとにみると、全体として区北部は高齢化率が高く、区南部は低い傾向にあります。

これは、市街地整理や再開発のあった地域には若年者が移り住む一方、古くからの街並みが残る地域では、昔から住む方の高齢化率が高くなっていると考えられます（5頁）。

平成30年時点のデータですが、週に1度以上「通いの場」に参加する65歳以上の方の割合が他区と比較して高い傾向にあり、このことが要介護認定率の低さの理由と考えられます（6頁）。

第1号被保険者1人あたりの介護サービスの給付月額、年々増加しています（7頁）。

介護サービスを在宅サービスと施設および居住系サービスの類型別にみると、本区は都平均と比較して、在宅サービスの額は上回り、施設および居住系サービスの額は下回っています（8頁）。

サービスの受給率を上記類型別にみると、本区は都平均と比較して、在宅サービス、施設および居住系サービスのいずれも低い値となっています（9頁）。

これらの結果から、以下の3つの特徴が見えてきます（10頁）。

本区の要介護認定率は、近隣区と比較して低い傾向にあります。これは「通いの場」に参加する元気な熟年者が多いと考えられます。

しかし、コロナ禍により外出が制限され、要介護認定率の上昇を招いている可能性があります。

このような状況においても、熟年者の元気度が低下することのないよう、地域活動の再開やオンラインによる交流で人とのつながりを確保する支援をしていきます。

日常生活圏域別の高齢化率は地域差が大きく、区北部は高齢化率が高く、区南部は低い傾向にあります。

従って、全区一律の取組みではなく、各地域ニーズに即したきめ細かい熟年者施策を進める必要があります。

本区の被保険者1人当たりの給付額は、全国や都平均と比較して在宅系サービスが高く、施設・居住系サービスが低い傾向にあります。

これは、要介護状態となっても、在宅サービスを活用することで、住み慣れた自宅で生活を送ることのできる環境があることを示唆していると考えられます。一方で、重度の認定を受けている方の受け皿となる施設サービスが不足し

ている可能性もあります。

在宅サービス・居住系サービス・施設サービスをバランスよく整備し、介護基盤を整えていきます。

### 議事 3 熟年しあわせ計画及び第 8 期介護保険事業計画の進捗について

#### 【資料 4】熟年しあわせ計画及び第 8 期介護保険事業計画の進捗について

この資料は、区の熟年者施策を 5 本の柱に整理し、それぞれの項目に沿った第 8 期の重点施策を中心に示したものです。

以下の資料 5 では、この 5 本の柱ごとに資料 5 - 1 から資料 5 - 5 に分け、事業の進捗状況と課題・対応策を記載しました。

#### 【資料 5】取組と目標に対する評価シート

(資料中の P〇〇 は、事業計画書のページ数に対応しています)

##### 資料 5 - 1 (生きがいに満ちた地域づくり)

- ・主な事業として、「ボランティア活動の活性化に向けた取組み(えどがわボランティアプラットフォーム)」、「文化・スポーツコンシェルジュによる活動情報の提供」、「みんなの就労センターの取組み」を挙げています。
- ・いずれの事業も令和 3 年度開始の新規事業であり、新型コロナウイルス感染症対策の制限がある中での事業開始となりました。
- ・事業の周知と活動の拡大が共通の課題となっています。

##### 資料 5 - 2 (生涯現役の健康づくり)

- ・主な事業として、「フレイル予防の推進」、「後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(いきいきご長寿プロジェクト)」、「多様な健康運動・健康体操の推進」を挙げています。
- ・様々な工夫によりコロナ禍に対応した事業を展開し、熟年者の健康維持を図っています。
- ・より効果的な事業の展開ができるよう、情報発信や関係機関との連携、住民リーダーの育成などが課題となっています。

##### 資料 5 - 3 (安心と信頼のサービスづくり)

- ・主な事業として、「介護人材の確保に向けた各種事業の実施」、「将来を見据えたサービス基盤の整備」、「介護保険事業の適正化」、「生活期リハビリテーション提供体制の強化」を挙げています。
- ・介護人材確保・育成は前期に引き続き課題となっており、確保・定着・育成の各側面からの効果的なアプローチを模索していきます。

- ・地域密着型サービスや特養の整備については、公募により運営事業者の選定を進めており、実地指導等によるサービス提供体制の適正確保とあわせて進めていきます。
- ・コロナ禍により、事業の適正化に関する一部事業が計画どおり実施できなかったものもあり、新型コロナウイルス感染症が流行する状況においても実施可能な事業の形態を検討していきます。

#### 資料5 - 4 (みんなにやさしいまちづくり)

- ・主な事業として、「住まいに対する相談・情報提供(居住支援協議会の取組み)」、「特別養護老人ホーム待機者への支援の実施」、「災害時要支援者への支援強化」、「区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実」を挙げています。
- ・熟年者が安心して住み続けられる住環境の整備に向け、今年度開始の新規事業を含め、着実に事業を実施しています。
- ・関係機関との連携強化や制度の周知などが今後の課題となっています。

#### 資料5 - 5 (生活を支える体制づくり)

- ・主な事業として、「医療と介護の連携のさらなる推進」、「判断能力が低下した人への支援(権利擁護の推進)」、「認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進」、「地域共生社会実現のため、なごみの家を中心とした関係機関との連携」を挙げています。
- ・コロナ禍により活動が制限される中でも、そのことに対応した事業を展開したほか、外出が制限される中で地域の熟年者に生じた新たな困りごとを調査し、その対応を図るなどの取組みもみられました。
- ・今後も、関係する様々な機関・団体との連携を深め、事業を充実させていきます。

### 【資料6】介護保険サービス見込量の進捗管理シート

この資料は、介護保険の各サービスの事業計画に対する進捗状況をまとめたものです。

達成率が90%～110%までを「概ね計画値どおり」としており、この範囲から外れるサービスについては、考えられる要因を記載しています。

全体的な傾向として、訪問系サービスの利用実績が伸びる一方、通所系サービスのサービス利用実績は伸び悩みました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、主に通所系サービスの利用控えがあったことが原因と考えられます。

資料3～6で説明した計画の進捗に関する内容について、ご意見がございましたら、同封の「意見書」にてご提出ください。

## その他 「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例の整備

### 「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例の整備について

本区は、今日生まれた子どもたちが、平均寿命の80年を生きるとした2100年の未来に向けて、目指すべきまちの姿と区、区民および事業者が果たす役割を定めた「ともに生きるまちを目指す条例」を制定しました。

#### (資料の左側)

条例の理念といえる前文を記載しました。この「ともに生きるまちを目指す条例」の理念を実効性があるものとするため、関連する条例を制定する必要があるか否かを検討しています。

なお、「ともに生きるまちを目指す条例」に併せ、子どもの権利について規定した「子どもの権利条例」が制定されるほか、現在開会中の江戸川区議会において「性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」が提案されています。

熟年者については、国際規範である「高齢化に関する国際行動計画および高齢者のための国連原則」のほか、国内法規では「社会福祉法」、「老人福祉法」、「介護保険法」、「高齢者虐待防止法」、「高年齢者雇用安定法」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」など、法整備が進んでいますが、認知症や介護者(ケアラー)について規定した法令は未整備となっています。

委員の皆さまには、区独自の熟年者の権利や役割などを規定した条例の策定に関して、ご意見をいただきたく存じます。

#### (資料の右側)

事務局で検討・作成しました条例(案)の骨子を記載しました。

熟年者が安心して暮らし、最期を迎えられるまちをつくるための基本理念を定め、熟年者の持つ権利を規定するとともに、熟年者を含め介護者(ケアラー)や区民、関係者及び区の役割を規定しています。

熟年者の持つ権利は、～に集約しました。また、各主体の役割においては、熟年者本人とともに介護者(ケアラー)を地域全体で支援することを盛り込んでいます。

熟年者の権利や役割などを規定した条例の要否とその理由、条例(案)への加筆・修正すべき点などございましたら、同封の「意見書」にてご提出いただきますようお願いいたします。

江戸川区熟年しあわせ計画及び  
介護保険事業計画検討委員会委員名簿

	氏名	所属等
学識経験者	太田 貞司	公立大学法人長野大学 神奈川県立保健福祉大学
	澤岡 詩野	ダイヤ高齢社会研究財団
医療保健 関係者	小川 勝	江戸川区医師会
	浅岡 善雄	
	金沢 紘史	江戸川区歯科医師会
	大林 武史	江戸川区薬剤師会
	藤井 かおる	東京都医療ソーシャルワーカー協会
	江頭 勇	江戸川区訪問看護ステーション連絡会
社会福祉 関係者	林 義人	江戸川区熟年者福祉施設連絡会
	三田 友和	NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会
	江面 秀樹	江戸川区訪問介護事業者連絡会
	梅澤 宗一郎	江戸川区地域密着型サービス事業者連絡会
	館山 幸子	熟年相談室（地域包括支援センター）
	寺沢 トキヨ	江戸川区民生・児童委員協議会
	山崎 実	江戸川区社会福祉協議会
	小嶋 亮平	なごみの家（江戸川区社会福祉協議会）
区民 (被保険者)	阿部 仁	公 募
	片岡 英枝	
	行田 元	
	保木本 まり子	
	中川 泰一	江戸川区連合町会連絡協議会
	村田 清治	江戸川区くすのきクラブ連合会
	石井 恵子	江戸川区ファミリーヘルス推進員会協議会
区議会議員	川口 俊夫	江戸川区議会議員
	伊藤 照子	江戸川区議会議員
行政代表	弓場 宏之	江戸川区副区長
合計	26人	

## 「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」の改定について

### 1. 改定の趣旨

区は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とする「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）及び第8期介護保険事業計画」を改定し、以降の3年間を計画期間とする「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）及び第9期介護保険事業計画」を策定することにより、熟年者の保健福祉施策の充実と介護サービスの円滑な実施を図る。

### 2. 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」であるとともに、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」であり、両計画を一体的に策定する。

### 3. 計画改定の進め方

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱」に基づき、江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、計画の進捗状況の検証に関する事項及び改定に関する事項について協議し、結果を区長に報告する。

### 4. 委員会の組織

#### （1）委員長及び副委員長

委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

#### （2）組織

委員会は26名以内で組織する。

学識経験者	2名以内
医療保健関係者	6名以内
社会福祉関係者	8名以内
被保険者を代表する者	4名以内
区内関係団体から推薦された者	3名以内
江戸川区議会議員	2名以内
区職員	1名

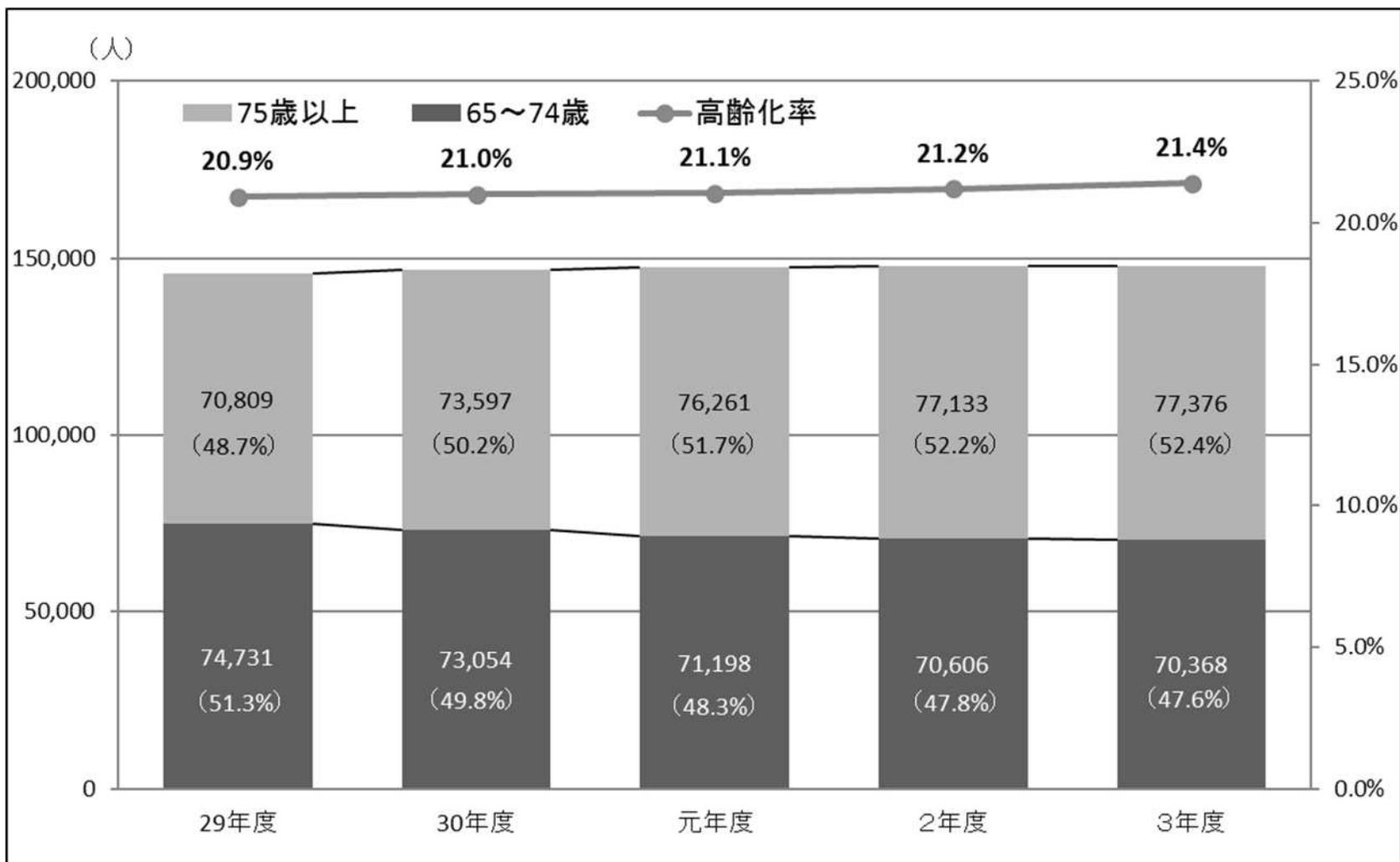
# 江戸川区の熟年者を取りまく状況 (見える化システムを活用した地域分析)

地域包括ケア「見える」化システムは、厚生労働省が運営する、都道府県・区市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が当該システムに一元化され、かつ、グラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

## 高齢者人口及び高齢化率の推移

江戸川区の65歳以上の人口は147,744人(23区で4番目)であり、高齢化率は21.4%(23区で10番目)となっている。

### 高齢者人口及び高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)

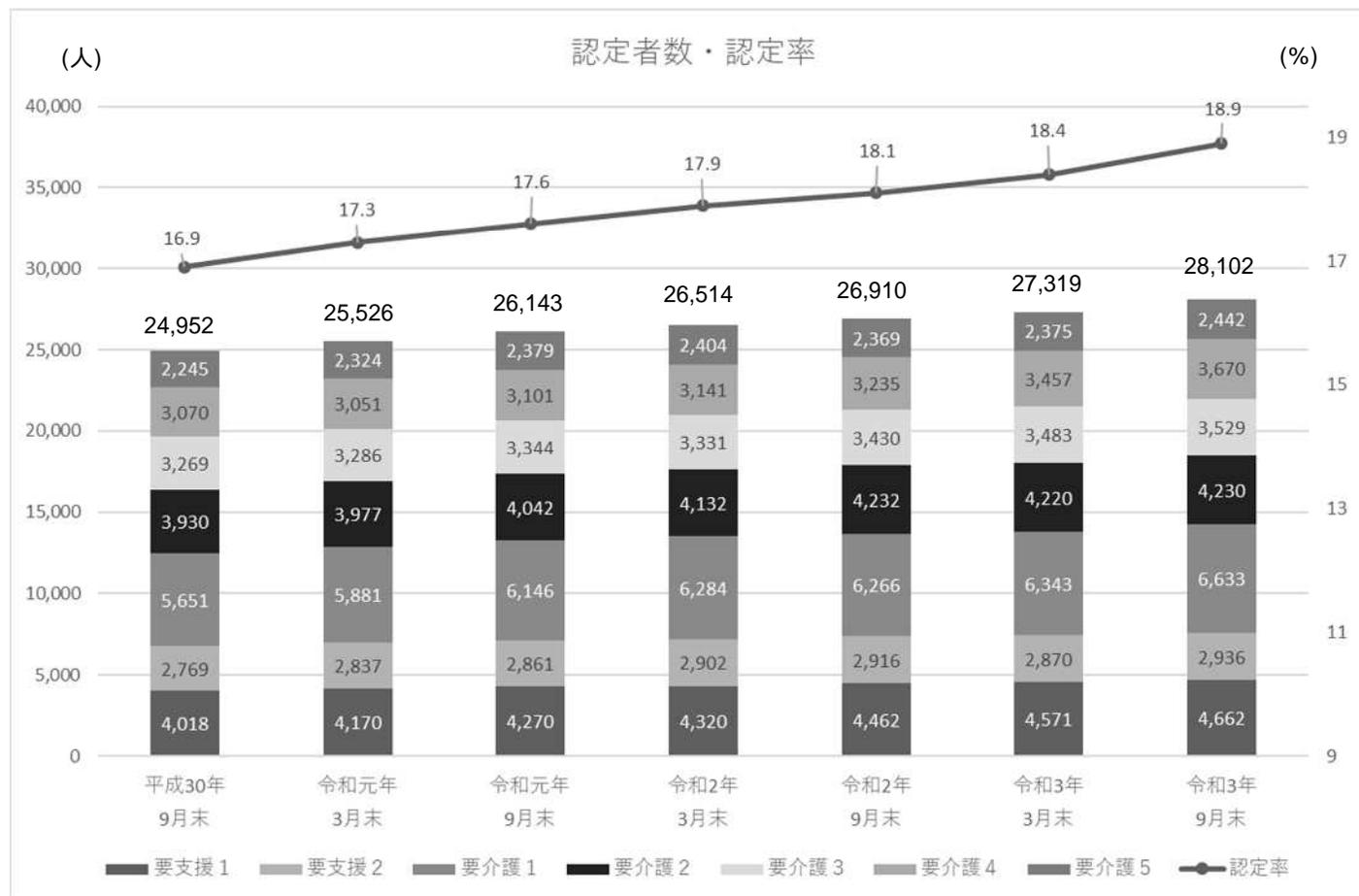


住民基本台帳 各年度10月1日現在

## 江戸川区の要介護認定者数と認定率(1号被保険者)の推移

75歳以上の高齢者が増加しているに伴い、江戸川区の要介護認定者は年々増加している。計画策定時の推計と比較し、認定者数は約1%上回っている。

これは、コロナ禍の中、第1号被保険者の外出の機会や人との交流の機会が減り、運動機能や認知機能の低下を招いていることが要因の一つと考えられる。



(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」(月報)

【第1号被保険者の年齢別認定率】 令和3年9月末現在

年齢別	65～74歳	75歳以上	合計
第1号被保険者数	70,566人	78,071人	148,637人
第1号要介護認定者数	3,809人	24,293人	28,102人
認定率	5.40%	31.12%	18.91%

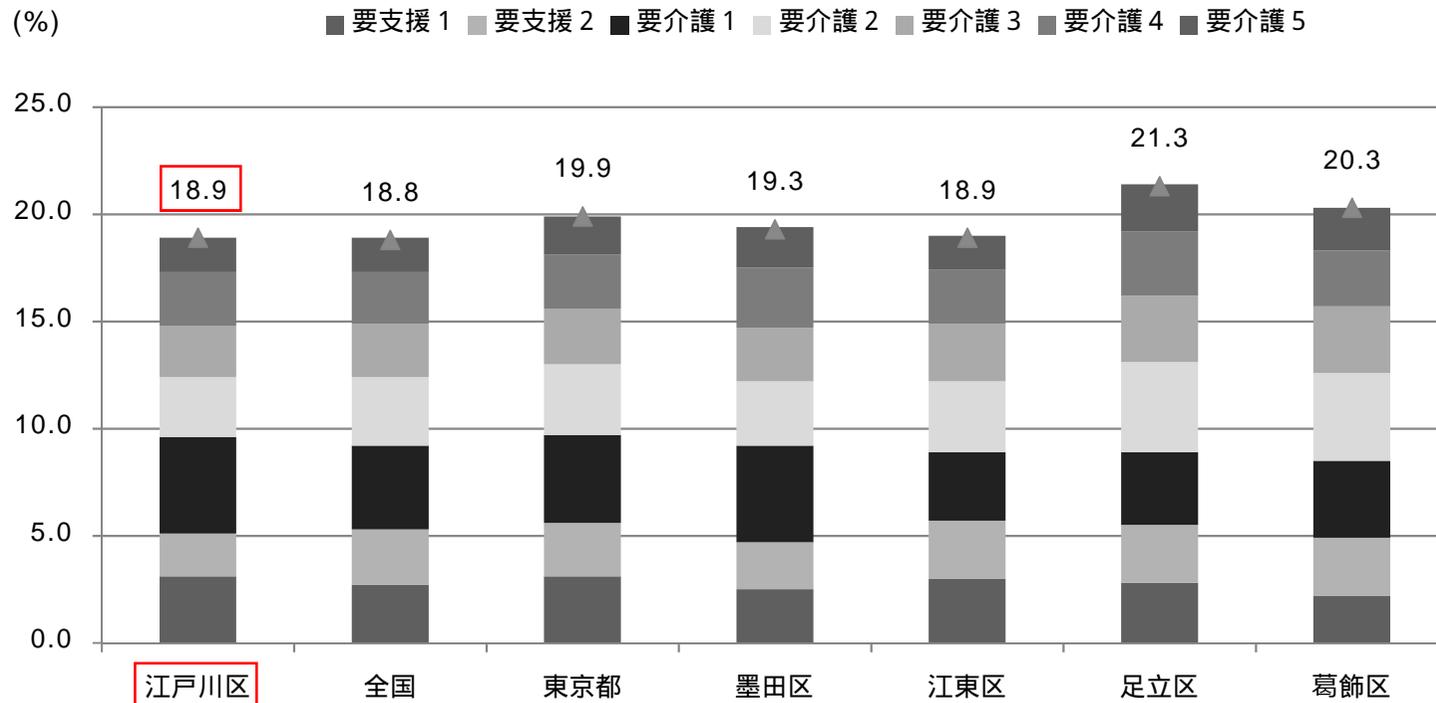
【認定者数等推計値との比較】 令和3年9月末現在

	令和3年度(推計値)	令和3年度(実績値)	対計画比
第1号要介護認定者数	27,838人	28,102人	100.9%
要介護5	2,422人	2,442人	100.8%
要介護4	3,442人	3,670人	106.6%
要介護3	3,591人	3,529人	98.3%
要介護2	4,278人	4,230人	98.9%
要介護1	6,526人	6,633人	101.6%
要支援2	3,067人	2,936人	95.7%
要支援1	4,512人	4,662人	103.3%
第1号要介護認定率	18.74%	18.91%	
第2号要介護認定者数	765人	781人	102.1%
要介護認定者数合計	28,603人	28,883人	101.0%

## 要介護認定率の地域差

江戸川区の要介護認定率は、東京都の平均を下回り、江東5区の中では最も低い。(なお、23区の中では三番目に低い。)

### 認定率（要介護度別）（令和3年9月(2021年9月)）

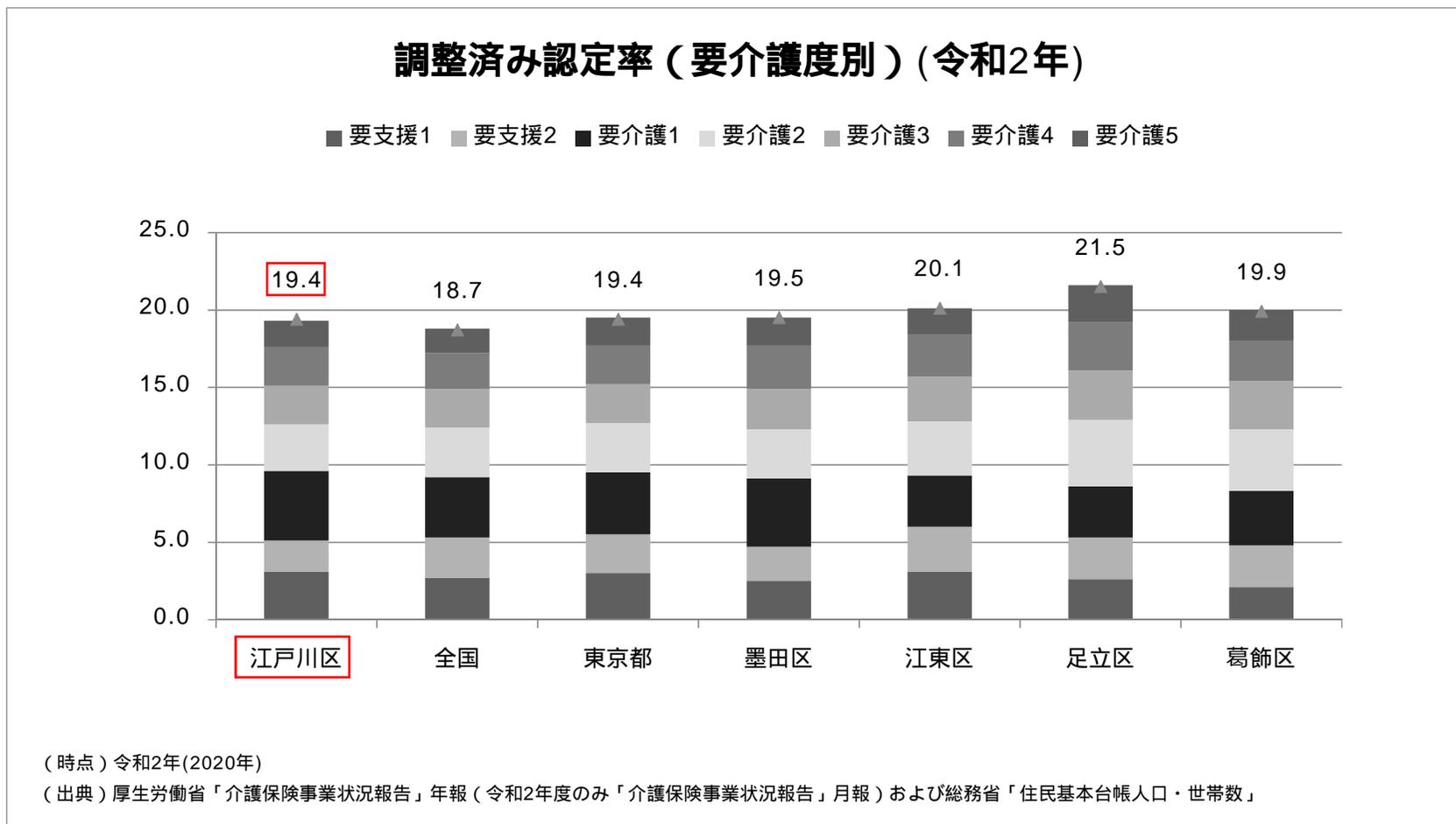


(時点) 令和3年9月(2021年9月)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

## 調整済み認定率 の地域差

江戸川区の調整済み認定率は、東京都の平均と同程度であり、江東5区の中では低い傾向にある。

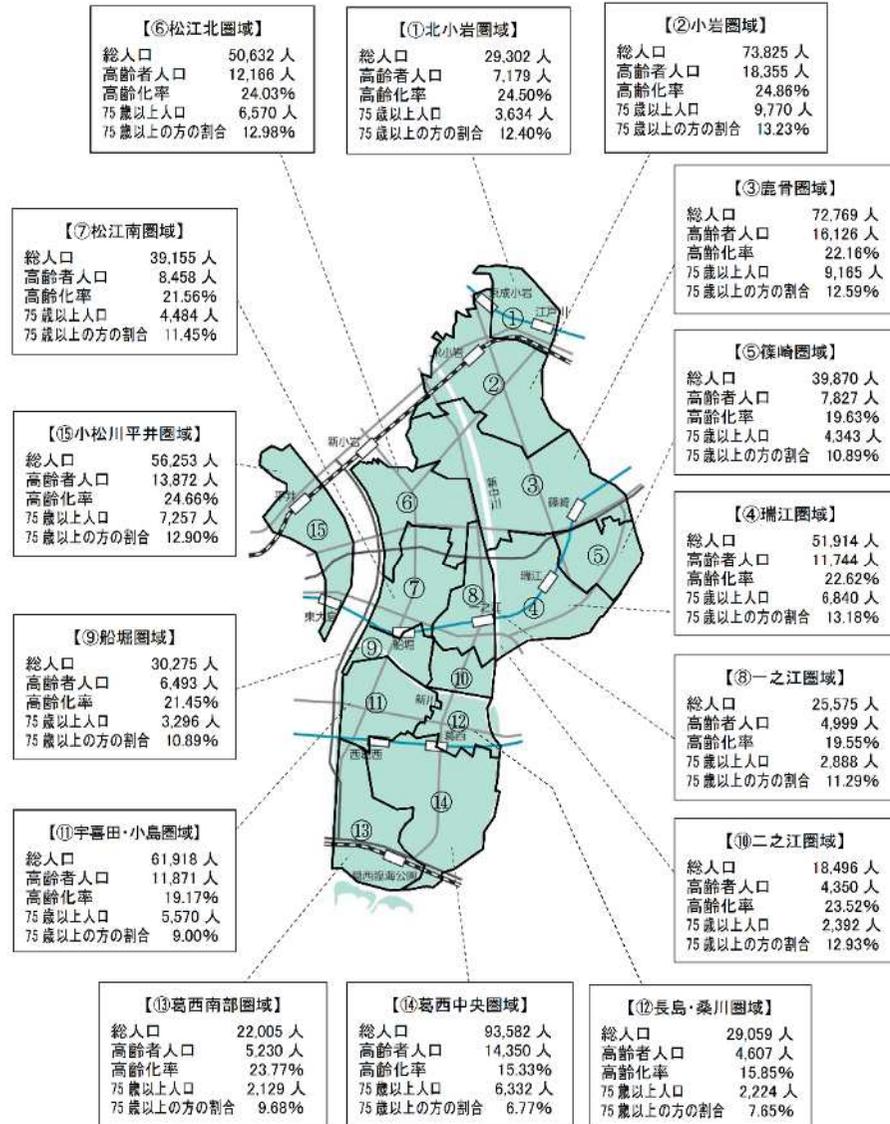


調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率です。第1号被保険者の性・年齢別人口構成が、どの地域においても、ある地域又は全国平均の一時点と同じになるよう調整することで、地域間・時系列で比較をしやすいものです。

## 区の日常生活圏域別の高齢化率

令和3年4月時点における江戸川区全体の高齢化率は21.25%だが、区北部では高齢化率が高く、南部では低い傾向にある。

〔 15 の日常生活圏域と特性 〕



〔65歳以上の人口〕

割合が高い地域	(%)	割合が低い地域	(%)
小岩圏域	24.86	葛西中央圏域	15.33
小松川平井圏域	24.66	長島・桑川圏域	15.85
北小岩圏域	24.50	宇喜田・小島圏域	19.17
松江北圏域	24.03	一之江圏域	19.55

〔75歳以上の人口〕

割合が高い地域	(%)	割合が低い地域	(%)
小岩圏域	13.23	葛西中央圏域	6.77
瑞江圏域	13.18	長島・桑川圏域	7.65
松江北圏域	12.98	宇喜田・小島圏域	9.00
小松川平井圏域	12.90	葛西南部圏域	9.68

〔高齢化率に偏りが生じる要因の考察〕

土地区画整理事業など、大規模な市街地の整理や再開発のあった地域は若年層が移り住み高齢化率が低下している一方、古くからの街並みが残る地域は、定住している住民の高齢化が進み、高齢化率も高まるものと考えられる。

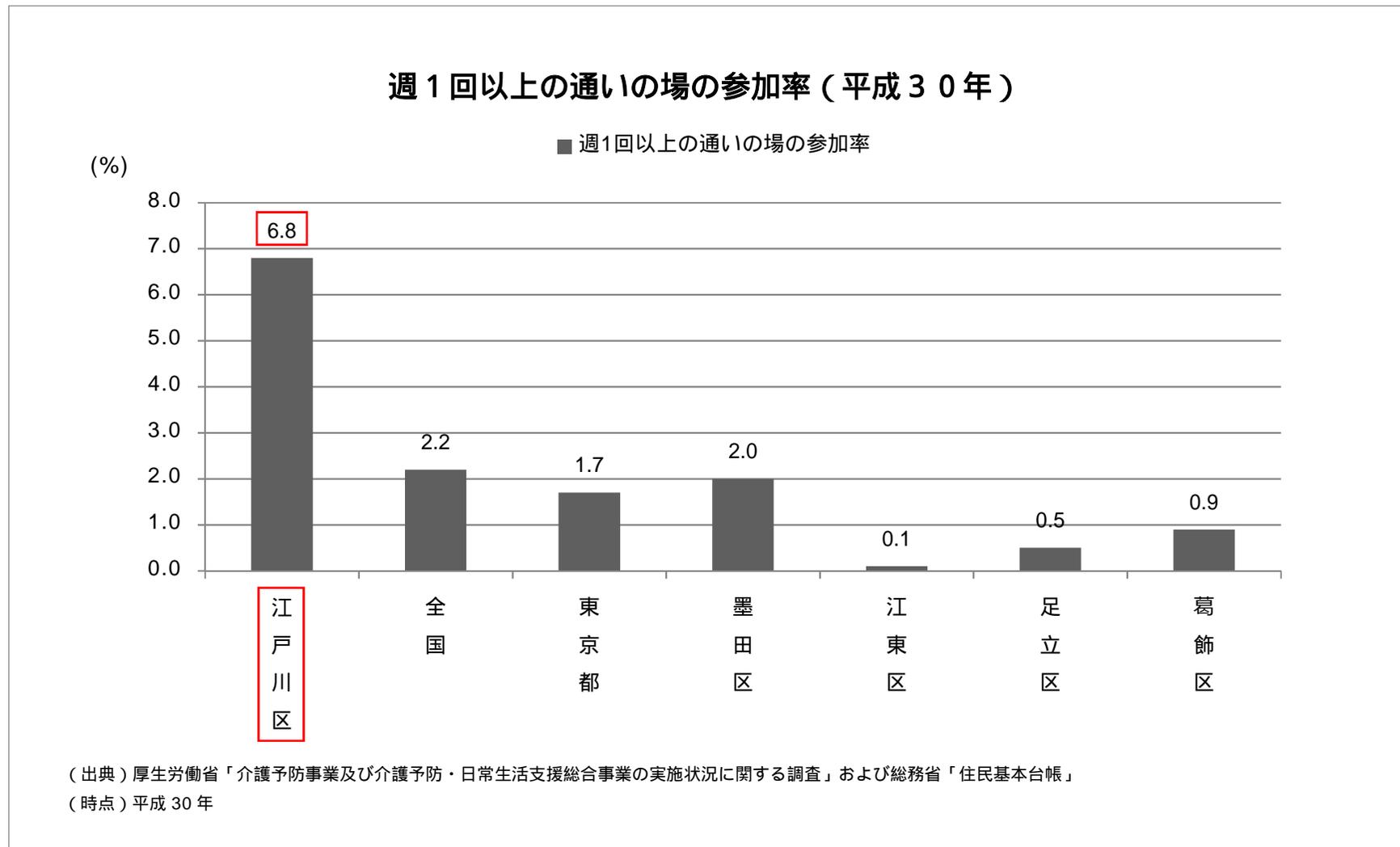
なお、75歳以上の人口について着目すると、概ね高齢化率と一致するが、葛西南部圏域は、65歳以上の割合と比較して75歳以上の人口の割合が低い傾向にある。

これは、葛西沖開発事業により1980年代以降に住宅が整備され、その際に移住してきた区民が多いこと等が要因として考えらえる。

※総人口・高齢者人口及び高齢化率は、住民基本台帳（令和3年4月1日現在）による江戸川区全体の高齢化率は、21.25%

## 週1回以上の通いの場への参加率

週1回以上通いの場に参加している65歳以上の区民の割合は、全国や東京都平均をはじめ、江東5区を上回っている。通いの場への参加率の高さが、要介護(要支援)認定率の低さに寄与している一因と考えられる。



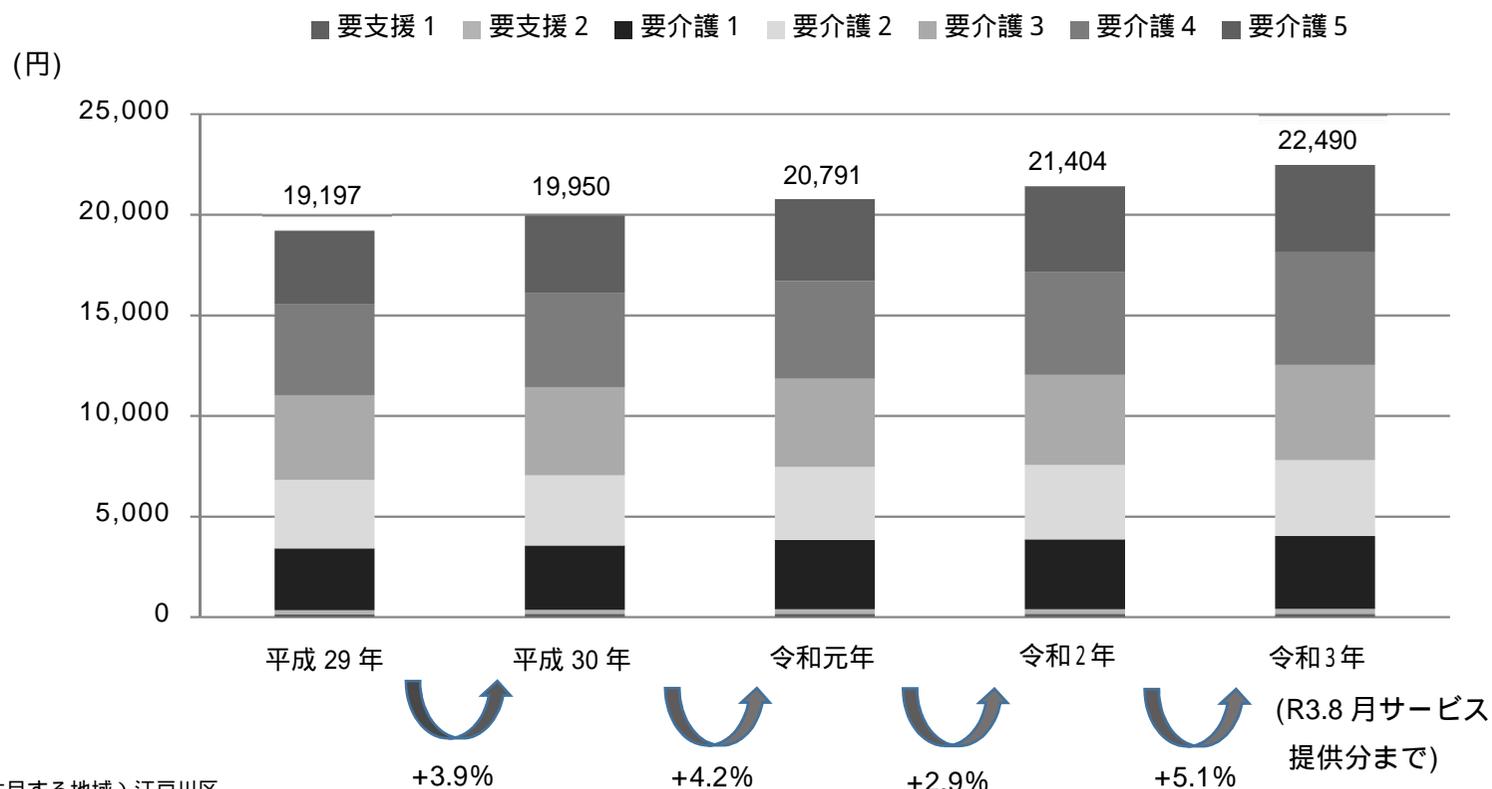
「通いの場」: 体操や趣味活動など介護予防に資する住民運営の通いの場(月に1度以上活動)として区市町村が把握しているもの

## 第1号被保険者1人あたり給付月額推移

第1号被保険者1人あたりの給付月額は、年々増加している。

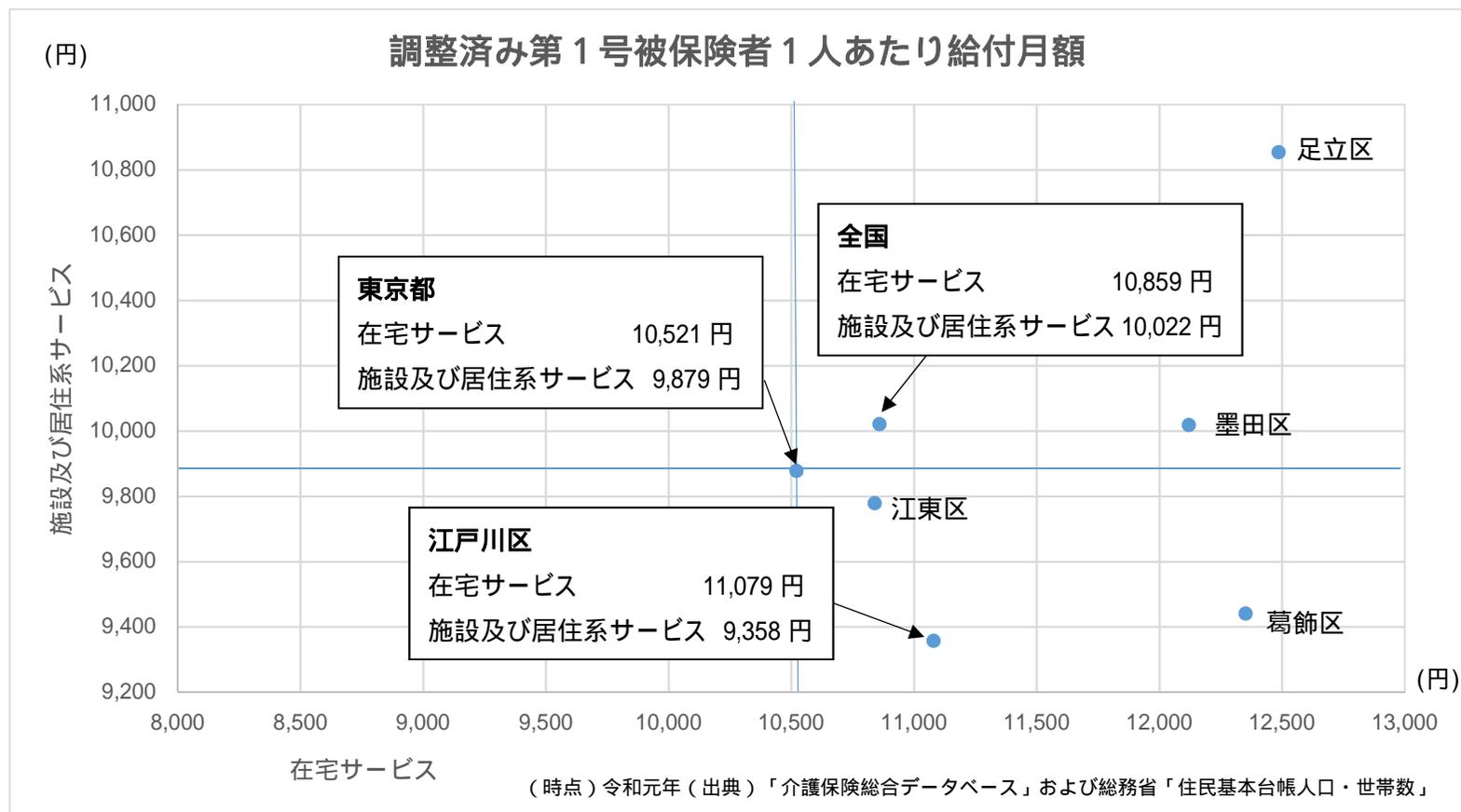
なお、令和2年度の給付費の伸び率は、それ以外の年度と比較して低い数値となっているが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所や短期入所、施設サービスなどの利用控えがあったことが一因と考えられる。

### 第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）（江戸川区）



## サービス別調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額 の分布

サービス別で給付費をみると、江戸川区は、東京都平均と比較して、在宅サービスの額は上回り、施設及び居住系サービスの額は下回っている。



調整済み給付月額とは、調整済み認定率と同様、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外し、全国平均の一時点と同じになるよう調整をしたものです。

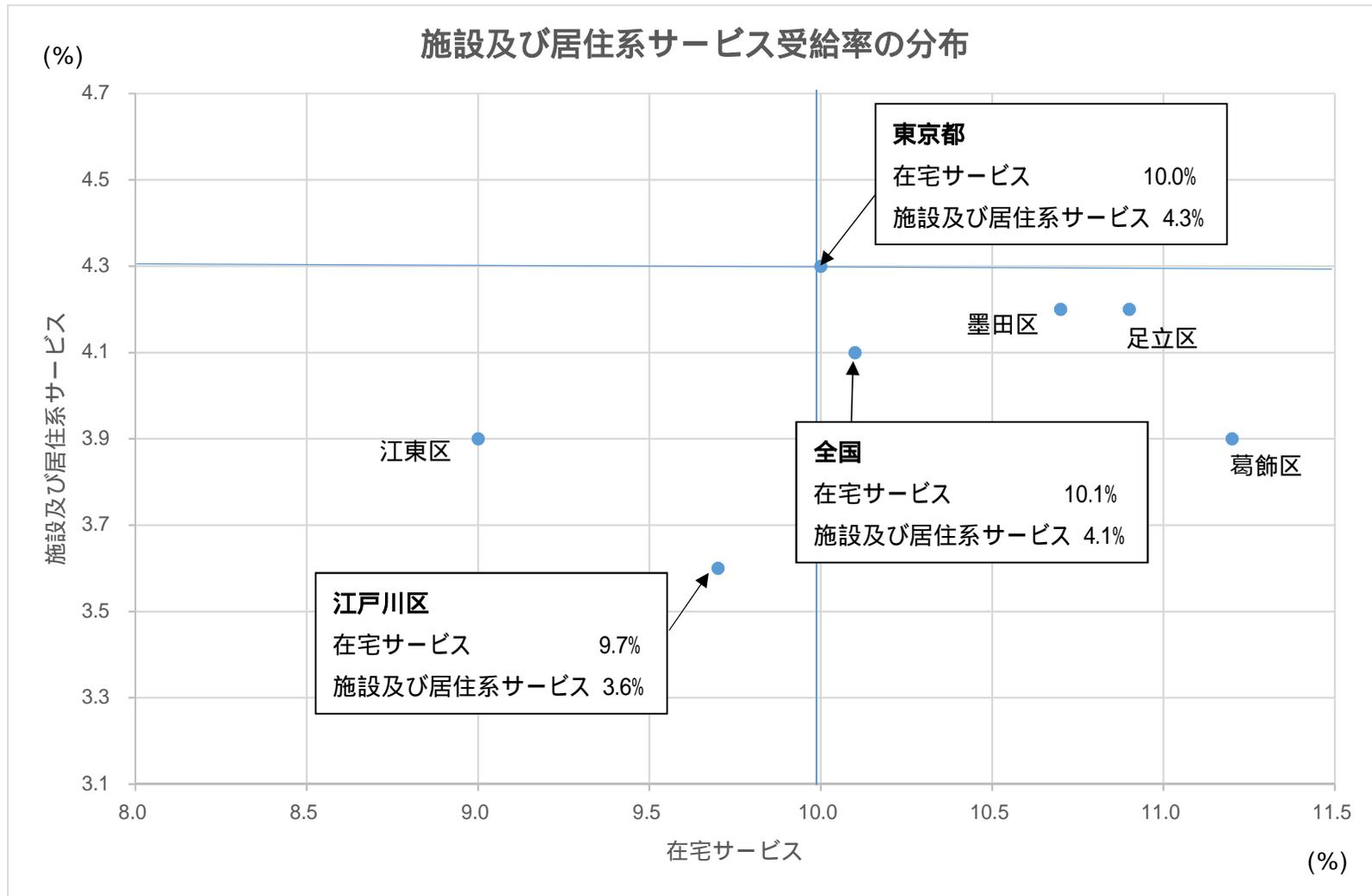
施設サービス : 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

居住系サービス : 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

在宅サービス : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護 (介護老人保健施設)、短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)、短期入所療養介護 (介護医療院)、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

## サービス別受給率 の分布

江戸川区のサービス別の受給率は、在宅サービス、施設及び居住系サービスともに全国平均や東京都平均を下回っている。



(時点) 令和 3 年

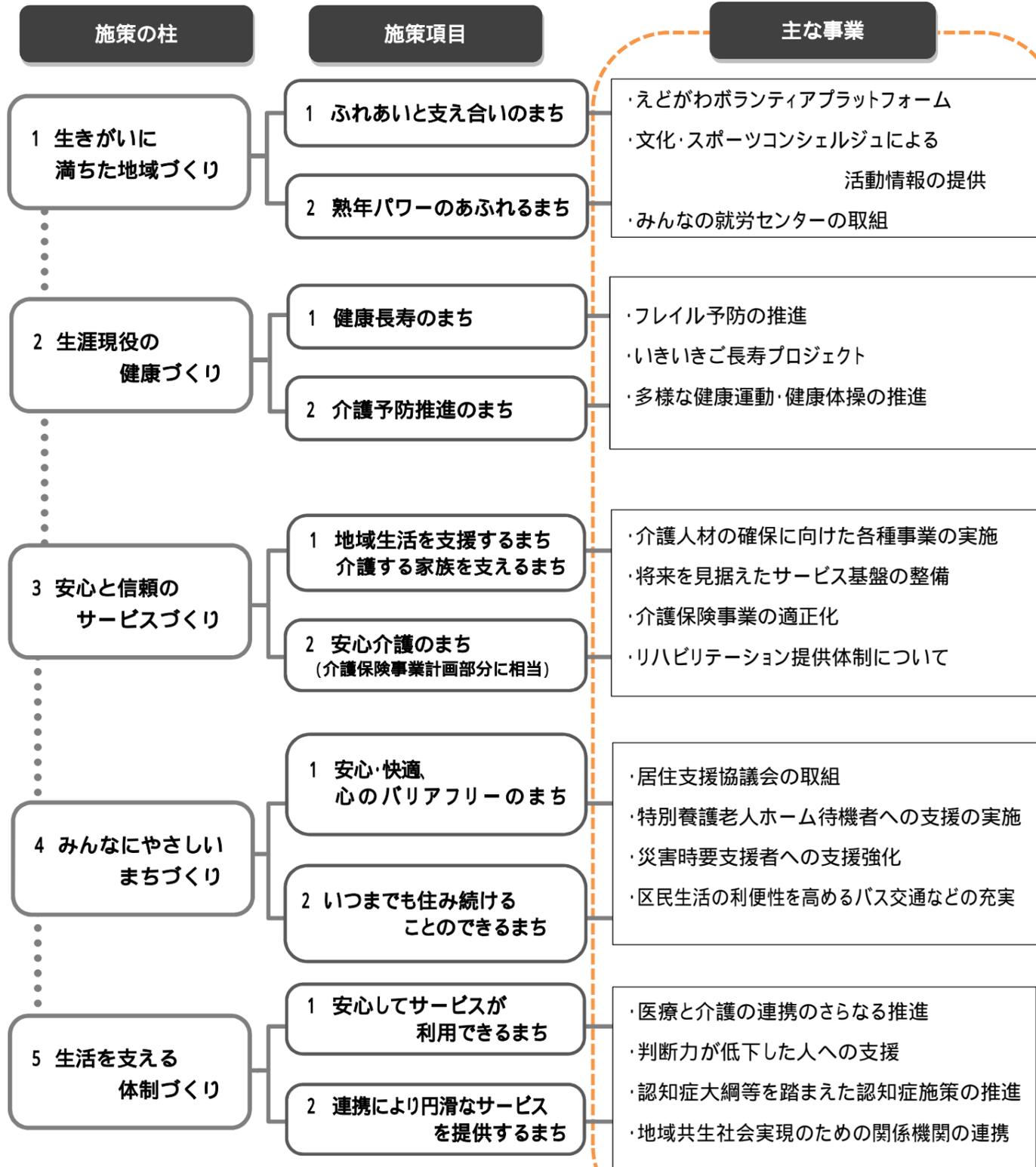
受給率は、第 1 号被保険者に対する当該サービスを受給した被保険者の割合

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

## 見える化システムからみえてくること

傾向	要因	課題・方向性
<p>・江戸川区の要介護認定率及び調整済み要介護認定率は年々上昇しているが、近隣区と比較して低い傾向にある。</p>	<p>・通いの場に参加する熟年者が多い。            なお、最近の要介護認定率の上昇傾向については、コロナ禍により引き起こされた熟年者の日常生活における行動の変容が要因である可能性も否定できない。</p>	<p>・新型コロナウイルスによる外出制限等により熟年者の元気度が低下することのないよう、新しい生活様式に対応し、熟年者の地域活動再開に向けた支援をしていくとともに、熟年者のデジタルデバインド解消に向けた支援を行い、オンラインの交流による人とのつながりの確保についても支援をしていく。</p>
<p>・日常生活圏域別の高齢化率は、地域によって偏りがあり、総じて区北部は高齢化率が高く、南部は低い傾向にある。</p>	<p>・土地区画整理事業など、大規模な市街地の整理や再開発の完了している地域は、若年層が移り住み高齢化率が低下している一方、古くからの街並みが残る地域は、定住している住民の高齢化が進み、高齢化率も高まるものと考えられる。</p>	<p>・同じ区内でも、高齢化率が10ポイント近く異なるなど地域差があることから、熟年相談室やなごみの家を中心に、住民主体のサロンや体操教室の立上げ支援など、地域のニーズに即したきめの細かい熟年者施策を展開していく必要がある。</p>
<p>・被保険者1人あたりの給付月額、在宅サービスは東京都平均を上回っているが、施設・居住系サービスは、全国や東京都平均、近隣区を下回っている。</p>	<p>・在宅サービスを活用することで、要介護状態となっても居宅で生活を送ることができている熟年者が多い。一方、重度者の受け皿となる施設サービスが不足している可能性がある。</p>	<p>・在宅サービス・居住系サービス・施設サービスをバランスよく整備し、介護基盤を整えていく必要がある。また、特別養護老人ホームについては、第8期計画に則り、当面330床の計画整備を進めていく。</p>

熟年しあわせ計画及び第8期介護保険事業計画  
施策の体系



進捗管理 評価シート

取組と目標に対する評価シート

区の具体的な取組	資料番号
1．社会参加と支え合い・助け合いの地域づくり	6-1
2．健康づくりへの意識向上による健康寿命の延伸	6-2
3．介護基盤の強化による安心と希望のある地域づくり	6-3
4．安心して住み続けられる住まいの確保	6-4
5．在宅療養を支える医療と介護の連携	6-5

介護保険サービス見込量の進捗管理シート

進捗管理の項目	資料番号
計画値（月あたりの供給量見込み）との比較	7

# 取組と目標に対する評価シート

取組	<b>1. 生きがいに満ちた地域づくり</b> - 社会参加と支え合い・助け合いの地域づくり -	P45
----	---	-----

## 現状と課題

定年退職などで、生活の中心が職場から地域社会へと移行する熟年者が増えている中、価値観の多様化により地域コミュニティや活動への参加率が低下しており、外出や社会参加の機会の減少は、運動機能や認知機能の低下など健康を阻害する要因となっている。

また、過半数の熟年者が「地域の支え手としてできないことがない」と考えているなど、熟年者の活力を地域で活かしきれていない状況もある。

## 主な事業の実施状況

### (1) ボランティア活動の活性化に向けた取組（えどがわボランティアプラットフォーム）

なごみの家が、アプリを用いて地域のニーズとボランティア参加希望者とのマッチングを行い、地域活動の活性化を図るとともに、地域で活躍する新たな人材の発掘など、次の世代を育てる視点で事業に取り組んでいく。

P55

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)
マッチング件数	-	-	-	12件
マッチング人数	-	-	-	43人

令和3年10月からなごみの家ー之江でモデル事業開始

### (2) 文化・スポーツコンシェルジュによる活動情報の提供

P58

熟年者の「何かやってみたい気持ち」や「活動したいという思い」に応えるため、文化・スポーツ施設に相談窓口を設置し、一人ひとりのニーズにあった「イベント」「教室」「サークル活動」などの情報を提供することで社会参加の機会を提供し、支え合いの地域づくりを進めていく。

### (3) みんなの就労センターの取組

熟年者をはじめ、就労意欲のある人が個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供することにより、就労による生活の充実感を高め、福祉の増進を図るとともに、人材が不足している分野への人材確保を推進している。

P58

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)
登録会員数 (うち熟年者)	-	-	-	150人 (65人)
就労件数 (うち熟年者)	-	-	-	79件 (33件)

令和3年6月から事業開始

## 自己評価

**(1) ボランティア活動の活性化に向けた取組(えどがわボランティアプラットフォーム)**

事業の基礎となるアプリを立ち上げ、一之江圏域において試行的に取組を開始。地域の同意を得た上で、なごみの家一之江が中心となり、地域の美化活動や熟年者向けスマホ教室のアシスタントとしてボランティアを募るなど、着実に地域コミュニティの活性化につながる活動を進めている。

**(2) 文化・スポーツコンシェルジュによる情報提供**

文化活動並びにスポーツ活動情報検索サイトでは、コロナ禍ではあったが各施設を定期利用している団体やイベントなどに対し、コンスタントに情報提供ができた。また、各コンシェルジュ窓口においても区民からの問い合わせや相談に対し、より具体的な希望を聞き取り、活動に繋げている。

**(3) みんなの就労センターの取組**

令和3年6月の本格的な運営開始以降、広報えどがわやホームページによる周知活動に加え、熟年者に関係する連絡会、商工会議所、ロータリークラブ等、様々な機会や場面においてPR活動を行ってきた。この結果、多くの就労希望者から相談を受け、当初の予定を上回る会員の登録が見込まれている。また、就労機会の確保に向けた訪問活動等により、地域の事業者とのつながりが増えてきている。

## 課題と対応策

**(1) ボランティア活動の活性化に向けた取組(えどがわボランティアプラットフォーム)**

コロナ禍の中、町会・自治会等の地域団体は、イベントや催しなどの実施に慎重な姿勢を示している。そのような状況においても、感染症対策に配慮しながら、地域の困りごとに関するニーズを酌みとり、新しい生活様式に対応した案件を発掘していく取組が求められる。また、事業に参加する登録ボランティアを広く募るためのさらなる広報活動が必要となっている。

**(2) 文化・スポーツコンシェルジュによる情報提供**

「文化・スポーツコンシェルジュ」によりさらに区民の希望に沿う活動が紹介できるよう、情報検索サイトに多くの情報を登録するとともに、外出や社会参加を促すきっかけづくりとして、コンシェルジュ窓口の区民の認知度をさらに上げていく必要がある。

**(3) みんなの就労センターの取組**

就労機会の確保が大きな課題となっている。一つひとつ就労事例を積み重ね、事業者に対して、取組の啓発を行い、就労機会の確保に繋げている。区は、関係する部署がセンターと密に連携を図るとともに、会員数の拡大、就労機会の確保等に繋がるように、様々な機会においてセンターの取組を情報発信し、センター運営の支援を継続的に行っていく。

## 取組と目標に対する評価シート

取組	<b>2. 生涯現役の健康づくり</b> - 健康づくりへの意識向上による健康寿命の延伸	P46
----	---	-----

### 現状と課題

区民の生活習慣病による死亡率は56.0%(平成30年)であり、全国や東京都と比較して高くなっている。一方、生活習慣病の予防・早期発見のための検診受診は、約半数の方が受診していない。

また、区内の要介護認定率は、年々上昇する傾向にあるが、要支援1から要介護2までの軽度認定者が、全体の約65%を占めている。心身の活力が低下した「フレイル」を予防し、重度化を防止するためには適切な運動や社会参加が重要となるが、新型コロナウイルス感染症の流行により外出が制限されるなど、熟年者を取り巻く状況が変化している。

### 主な事業の実施状況

#### (1) フレイル予防の推進 P69

フレイルの概念の普及と早期の気づきを促し、予防への働きかけや実践のための支援を行った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
健診を活用したフレイル予防の普及啓発	74,244人	72,684人	72,200人	71,913人	99.6%
えどがわ筋力アップトレーニング出張講座	105回	30回	50回	50回	100%
フレイル予防セミナー	-	16回	16回	16回	100%
健口体操の普及啓発	25,668人	12,570人	-	15,000人	-
低栄養予防普及啓発 (元気においしく)	3,500人	2,275人	3,500人	81施設	-

令和2年度以前は対面で資料を配布した実績。令和3年度実績は、コロナ禍を踏まえ啓発用ポスターを掲示する施設の実績とした。

#### (2) 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(いきいきご長寿プロジェクト)

フレイルなど高齢者の心身の多様な課題・状態に対応した保健事業を行い、健康寿命の延伸を図るため、保健師や栄養士等の医療専門職が糖尿病の重症化予防や低栄養などのハイリスク者への個別支援を行うほか、熟年者の通いの場においてフレイル予防の普及や運動・栄養改善のプログラムを実施している。

P65

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)
生き生きけんこう塾参加者	-	-	-	570人
ハイリスク者への支援(高血糖)	-	-	-	23人
ハイリスク者への支援(低栄養)	-	-	-	32人

令和3年度からの新規事業

#### (3) 多様な健康運動・健康体操の推進 P71

地域共生社会構築の拠点「なごみの家」で行う「にこにこ運動教室」、指導員が出向き身近な場所で気軽に参加できる「にこにこ運動楽RAKU出前教室」、シルバー人材センター会員等が参加する「シルバー健康体操」など、熟年者の生活スタイルに合わせた運動や体操を推進し、健康で豊かな生きがいのある暮らしを支援している。

## 自己評価

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 見込み	達成率
なごみの家にここ運動教室	9会場	9会場	9会場	9会場	100%
にここ運動楽 RAKU 出前教室	-	7会場	10会場	13会場	130%
シルバー健康体操	8会場	8会場	8会場	8会場	100%

**(1) フレイル予防の推進**

外出が制限される中、自宅でも一人でも取り組めるフレイル予防のための運動や栄養改善、口腔ケア等の情報を区ホームページやYouTubeに掲載するなど、各種媒体を用いて普及啓発を行った。各種講座は感染防止策を徹底し、安心して参加できる環境を整えて実施した。

また、国保・長寿健診受診者でフレイルと判断された方のうち、フレイル予防セミナーや個別相談等の利用につながる例もみられるなど、区民への幅広い働きかけや取組を実施した。

**(2) 後期高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施**

高齢者の特性や区の健康課題から、ハイリスク者への個別支援と運動・栄養・口腔のフレイルを予防するプログラム「生き生きけんこう塾」を構築した。8会場でのセミナーの実施に加え、令和3年度は介護予防事業と連携し、地域の通いの場など6会場で「生き生きけんこう塾」を実施している。

**(3) 多様な健康運動・健康体操の推進**

コロナ禍の中、なごみの家で行う「にここ運動教室」は、密を避けるため教室の参加人数を大幅に絞り実施した。運動日数が減少した参加者に対し、会場に集まらずに実施できる取組として、自宅のできる体操を記載した資料を作成し、体操参加者に配布するなどの対応をとってきた。一方、遠出が難しい方でも身近な会場で気軽に参加できる「にここ運動楽 RAKU 出前教室」は、順調に利用実績は増えている。また「シルバー健康体操」は、シルバー人材センター会員の就労を継続するための健康づくりを推進するものであり、引き続き実施していく。

## 課題と対応策

**(1) フレイル予防の推進**

「フレイル」という言葉の認知度をあげるとともに、その予防につながる様々な活動をしている人を増やすため、引き続き運動教室等の場の提供や、情報の発信を行っていく。

**(2) 後期高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施**

複数の疾病を抱える熟年者は多く、ハイリスク者への個別支援として、一人ひとりに寄り添い、若い世代よりも丁寧な保健指導を行っていく必要がある。また、生き生きけんこう塾については、心身機能の低下などの高齢者の特性に鑑み、より身近な会場で実施していく必要があるため、熟年相談室やなごみの家と連携・調整し、プログラム終了後も継続的な活動に展開できるような取組が必要である。

**(3) 多様な健康運動・健康体操の推進**

にここ運動教室では、スペースの限られたなごみの家で感染防止の措置をとりながら参加者の増加を図っていくために、運営方法の検討が必要となっている。地区会館などの会場の確保と、運営を担うことのできる住民リーダーの確保・育成が課題である。

にここ運動楽 RAKU 出前教室では、なごみの家や熟年相談室の地域資源開発の動きと連動し、PR活動を強化していく必要がある。

シルバー健康体操では、シルバー健康体操の参加者が楽しく継続して参加できるよう創意工夫し、定期的に体操内容を見直していく。



## 取組と目標に対する評価シート

取組

### 3. 安心と信頼のサービスづくり

P47

#### - 介護基盤の強化による安心と希望のある地域づくり -

#### 現状と課題

高齢化により、要介護認定率の上昇と介護給付費の増加が見込まれる。現役世代の減少により介護の担い手が不足する中、仕事をもつ多くの介護者は「労働時間」等を調整しながら働く状況にある。

これらの状況を踏まえ、財政面、保険料負担、介護人材の確保、介護離職防止などの要素を考慮し、居宅、居住系及び施設サービスをバランスよく整備するとともに、元気な熟年者の活躍の場を確保し、専門性に特化した介護職とともに介護を支える体制を整備していく必要がある。

#### 主な事業の実施状況

##### (1) 介護人材の確保に向けた各種事業の実施

P147, 148

新たな介護人材の確保の観点から「介護福祉士育成給付金」や「介護職員初任者研修等受講費用助成事業」を、人材の定着・中堅職員の育成の観点から、一定年数働いた職員に対し「介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業」を実施した。さらに、人材の裾野を広げる観点から「介護の担い手研修」を実施した。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
介護福祉士育成給付金	50件	44件	50件	50件	100%
介護職員初任者研修等受講費用助成事業	32件	11件	50件	20件	40%
介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業	-	207人	継続	192人	-
介護の担い手研修	104人	52人	100人	89人	89%

##### (2) 将来を見据えたサービス基盤の整備

P114, 120, 124, 131

住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、公募により地域密着型サービス運営事業者を募り、整備を進めている。「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の未整備圏域への整備を進めるため、運営費の補助事業を実施する。また、2040年を見据えた計画的な特養の整備のため、公募により事業者を選定し、適切な基盤の整備を進めている。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 予定
小規模多機能型居宅介護 新設数(事業所数合計)	0 (13事業所)	0 (13事業所)	1事業所 (14事業所)	1事業所 (15事業所)
看護小規模多機能型居宅介護 新設数(事業所数合計)	0 (1事業所)	0 (1事業所)	0 (1事業所)	1事業所 (1事業所)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護新設数(事業所数合計)	1事業所 (3事業所)	1事業所 (3事業所)	0 (3事業所)	0 (3事業所)
特別養護老人ホーム新設数 (ベッド数合計)	0 (1,643床)	0 (1,643床)	1施設 (1,746床)	1施設 (1,861床)

サテライト事業所を含む

##### (3) 介護保険事業の適正化

P153, 154

都の介護給付適正化計画に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱に、介護給付の適正化に取り組んでいる。また、区が指定する地域密着型サービス事業所等を中心に実地指導を行い、運営の適正化に努めている。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
認定調査結果の全件点検	実施	実施	実施	実施	-
ケアプラン点検	実施(152件)	実施(170件)	継続	実施(125件)	-
福祉用具・住宅改修の現地調査	実施(108件)	実施(121件)	継続	実施(155件)	-
介護給付費通知の送付	実施(年1回)	実施(年1回)	継続	実施(年1回)	-
縦覧点検・医療情報との突合	実施	実施	実施	実施	-
地域密着型サービス等(実地指導)	100件	57件	100件	69件	69%
地域密着型サービス等(集団指導)	3件	2件	3件	2件	66%

#### (4)生活期リハビリテーション提供体制の強化

P110～112

介護保険の「生活期リハビリテーション」に係る研修の実現に向け、在宅医療・介護連携推進事業における定例会のほか、区東部地域リハビリテーションセンター連絡協議会などにおいて、医師をはじめとした医療関係者と、ケアマネジャーを中心とした介護事業者による検討や協議を行った。

### 自己評価

#### (1)介護人材の確保に向けた各種事業の実施

介護職員初任者研修等受講費用助成や担い手研修では、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度の実績は下がったが、感染予防対策の実施等により今年度の利用者は回復している。また、前年度に介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金を交付した方の多くは今年度も同じ事業所で就労しており、定着に結びついている。

#### (2) 将来を見据えたサービス基盤の整備

地域密着型サービスにおいては公募を行い、「小規模多機能型居宅介護」について1施設(定員29人)を開設したほか、新たな整備・運営事業者を公募し、1事業者(定員29人)を選定した。このほか、「認知症対応型共同生活介護」についても事業者を2件選定した。また、特別養護老人ホームについては1施設(80床)を開設したほか、1施設(115床)が来年度の開設に向け建設工事を進めている。さらに、新たな整備・運営事業者を公募し、1事業者(121床)を選定した。

#### (3) 介護保険事業の適正化

実地指導及び集団指導においては、新型コロナウイルス感染症の影響により計画数に達しなかった。

#### (4) 生活期リハビリテーション提供体制の強化

新型コロナウイルス感染症拡大により、在宅医療・介護連携研修での「地域リハビリテーション」に係る研修は実現に至らなかったが、在宅医療・介護連携推進事業における定例会や区東部地域リハビリテーションセンター連絡協議会での関係者との協議を通じて顔の見える関係づくりや連携促進を進めることができた。

### 課題と対応策

#### (1)介護人材の確保に向けた各種事業の実施

コロナ禍においても介護職の求人倍率は高く、人材不足は深刻化している。今後、多様な人材の活用とともに、幅広い世代に介護業界の魅力を伝え人材の確保に繋いでいくよう事業を推進する。

#### (2) 将来を見据えたサービス基盤の整備

「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備促進のため、開設後1年に限る区独自の運営費補助を継続する。特別養護老人ホームについては、整備計画に基づき事業者公募を継続する。

#### (3) 介護保険事業の適正化

新型コロナウイルス感染拡大期における実地指導が課題であり、資料持ち帰り方式での実施を推進する。また、集団指導は、集合方式でなく配信での開催を検討する。

#### (4) 生活期リハビリテーション提供体制の強化

生活期リハビリテーションに関する研修や会議を引き続き実施することにより、ケアマネジャーをはじめとした介護事業者及び医療従事者の知識と意識の向上を図っていく。

## 取組と目標に対する評価シート

取組	<b>4. みんなにやさしいまちづくり</b> <b>- 安心して住み続けられる住まいの確保 -</b>	P48
----	---	-----

### 現状と課題

ひとり暮らしや夫婦のみ世帯の熟年者が増加する中、多くの熟年者が在宅生活の継続を希望している。熟年者のみの単身世帯は、賃貸住宅に住んでいるケースも多く、こうした世帯にも対応した施策が求められている。

日常生活や介護に不安を抱くことなく、安心して住み続けることができる住環境を整備するため、住宅施策、福祉施策等が連携し、総合的な取組を計画的に進める必要がある。

また、地震や風水害への備えが常に必要とされている中、通常の避難所での生活が難しい熟年者への支援も求められている。

### 主な事業の実施状況

#### (1) 住まいに対する相談・情報提供（居住支援協議会の取組）

P88

「居住支援協議会」の場を活用し、福祉部や健康部、子ども家庭部等が実施している居住支援施策について、不動産関係団体に情報提供を行うことにより、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保できる環境づくりを進めている。

	令和元年度 実績	平成2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)
居住支援協議会開催回数	3回	3回	継続	3回

#### (2) 特別養護老人ホーム待機者への支援の実施

P89

特別養護老人ホームへの入所の待機が長期間にわたっている方で、介護付有料老人ホームに入居して特別養護老人ホームへの入所を待機する方に、介護付有料老人ホームの居住費の一部を補助している。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
特別養護老人ホーム 待機者対策事業	-	15人	40人	21人	52.5%

#### (3) 災害時要支援者への支援強化

P86

災害時に支援が必要な方を避難行動要支援者と定め、発災時の円滑な避難のための対策として、より優先度の高い要支援者に対して福祉避難所の指定・個別避難計画の作成を推進していくことにより、要支援者が住み慣れた街で安心した生活を送ることができるよう支援する。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)
個別避難計画作成依頼数	-	3件	-	1,059件

#### (4) 区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実

P84

生活に密着した公共交通であるコミュニティ交通について、地域の方々や交通事業者等と連携しながら、導入に向けた準備を進めています。

## 自己評価

**(1) 居住支援協議会の取組**

区内の民間賃貸住宅へ住み替えを希望する住宅確保要配慮者を対象に「住み替え相談会」を実施し、16名の相談者へ物件や不動産店の情報提供を行った。また、賃貸住宅オーナー並びに不動産事業者等と対象に「居住支援セミナー」を開催し、住宅セーフティネット制度の周知や住宅確保要配慮者の入居受け入れに対する意識啓発を行った。

**(2) 特別養護老人ホーム待機者への支援の実施**

事業開始から2年が経過し、年間約20名程度の利用があった。居宅介護支援事業所等の関係機関にも事業の概要が浸透してきており、区・事業所間での情報共有により対象者の手続きの円滑化が進んでいる。

**(3) 災害時要支援者への支援強化**

令和3年度は、支援の必要性が高い区民を対象に、指定福祉避難所の通知と個別避難計画の作成依頼を行った。また、計画作成の支援を福祉専門職(ケアマネジャー等)に委託することにより、適切な計画策定を推進した。今後、提出された計画をもとに、避難訓練等を通じて、要支援者と福祉避難所や地域の支援者との顔が見える関係の構築を進めていく。

**(4) 区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実**

鉄道駅や既存バス停留所への距離が一定以上の地区を抽出するとともに、人口、面積、道路状況などにより評価を行い、最も課題が多い「上一色、興宮町、小岩周辺地区」をモデル地区に選定した。

このモデル地区において、コミュニティ交通の実証運行に向けた取組を地域の方々や交通事業者等と進めている。

## 課題と対応策

**(1) 居住支援協議会の取組**

賃貸住宅オーナー・宅地建物取引業者等に対し、住宅確保要配慮者に対する理解や行政の支援施策の浸透が不十分な状況にあるため、セミナーなどを実施し普及啓発に努めていく。

**(2) 特別養護老人ホーム待機者への支援の実施**

想定に比べ、利用が伸び悩んでいるため、今年度アンケートを実施し、制度を利用しない理由等を把握した。今後は、アンケートの回答など利用者の声を踏まえ、区民にとってより利用しやすくなるよう、制度についての検討を行う。

**(3) 災害時要支援者への支援強化**

災害時要支援者への支援強化については、避難行動要支援者の支援には地域の力が必要となってくる。今後は、町会・自治会との避難訓練の実施等、地域と連携した取組が求められる。

**(4) 区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実**

区民生活の利便性を高めるバス交通等地域公共交通の充実については、既存の事業者と競合することなく、補完し合うものであり、地域で自立的に採算性を確保し、ニーズに応じた持続性のある安心安全な地域公共交通サービスとする必要がある。

これらを踏まえ、地域公共交通の導入に向けた準備を進めていく。

# 取組と目標に対する評価シート

取組

## 5. 生活を支える体制づくり

P49

### - 在宅療養を支える医療と介護の連携 -

#### 現状と課題

認知症やひとり暮らし、夫婦のみ世帯の熟年者の増加が見込まれる中、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ方も増加していく。多くの熟年者が望む、住み慣れた地域での生活を継続していくためには、医療と介護の関係機関の連携が必要となる。認知症の予防や症状に合わせた適切なサービスの提供体制の構築、成年後見制度をはじめとした権利擁護の推進、高齢者虐待に対する区民への周知、相談支援の充実などが求められている。

#### 主な事業の実施状況

##### (1) 医療と介護の連携のさらなる推進

P100

医療と介護の連携体制強化に向け、主に医療従事者や介護サービス事業者等と在宅医療・介護連携推進事業会議や意見交換会を開催している。会議では、課題の抽出やその対応策を検討するとともに、多職種連携研修と在宅医療・介護連携研修を開催し、連携の推進を図っている。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
会議の開催回数	8回	6回	6回	6回	100%
研修の開催回数	9回	9回	10回	10回	100%

##### (2) 判断能力が低下した人への支援(権利擁護の推進)

P97

権利擁護の中心的な機関である安心生活センターにおいて、福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりといった安心生活サポート事業を行っている。また、成年後見制度の利用促進のための報酬助成事業や、申立人不在の場合の区長申立てに関する事務、成年後見制度の利用相談のほか、福祉サービスへの苦情受付などを実施している。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
福祉サービスの利用相談 や手続き支援件数	6,731件	5,801件	7,500件	10,000件	133.3%
安心生活サポート事業契約件数 (年度末件数)	69件	70件	95件	88件	92.6%
おひとり様支援事業新規契約件数	3件	3件	10件	7件	70.0%
成年後見制度区長申立件数	69件	66件	80件	50件	62.5%
社会福祉協議会による 法人後見受任件数	15件	25件	55件	32件	58.1%
社会貢献型後見による 後見人受任件数	31件	26件	50件	28件	56.0%

##### (3) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

P94,P95

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成をするなど、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めている。

地域の方には、「区民向け講習会」やパンフレット「知って安心認知症」などを通じて、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図るほか、介護サービス事業者には「事業者向け講演会」等を実施し、医療と介護の連携強化と関係機関のネットワークづくりを進めている。

また、早期発見・早期対応の観点から、「認知症支援コーディネーター」や各熟年相談室に配置する「認知症地域支援推進員」、電話相談窓口「認知症ホットライン」などにより、認知症の方やその家族への相談支援を重層的に行っている。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
認知症サポーター養成講座開催回数	110講座	39講座	100講座	80講座	80%
サポーター養成数	2,989人	977人	3,000人	1,000人	67%
えどがわオレンジ協力隊	142団体	178団体	230団体	190団体	83%

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
ホットライン相談件数	230件	334件	330件	400件	121%
介護者交流会における認知症サポート医による相談回数	15回	19回	19回	19回	100%
初期集中支援チームによる相談延べ人数	377人	305人	400人	200人	50%
認知症あんしん検診	-	999人	継続	1,500人	-

#### (4) 地域共生社会実現のためのなごみの家を中心とした関係機関の連携

P101

複雑化・複合化する地域住民の課題に対し、なごみの家は、分野を問わない「なんでも相談」を実施している。複雑化・複合化した相談に対しては、なごみの家もつ地域のネットワークを生かし、多機関と協働した重層的・伴走的な支援を行っている。

	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 計画	令和3年度 実績(見込み)	達成率
相談件数(困りごと調査を含む)	5,570件	7,000回	6,495件	8,952回	137%
うち、多機関が関わる相談の件数	55件	50件	65件	84回	129%

### 自己評価

#### (1) 医療と介護の連携のさらなる推進

在宅医療・介護連携推進会議において課題の確認、今後の方向性などを議論した。さらには、新型コロナウイルス感染症の対策など、現場での取り組みや課題を確認し、参加者間の情報交換も行った。研修については、動画配信によって実施し、多くの関係者が参加するなど効果があった。

#### (2) 判断能力が低下した人への支援(権利擁護の推進)

成年後見制度に関する相談に対し、相談者一人ひとりに寄り添いきめ細やかに状況を聴きとるなどの対応をとっている。この結果、支援件数や親族申立が増加し、区長申立ては減少した。また、おひとり様支援事業については、要件を緩和する等改正を行った。

#### (3) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症サポーター養成講座や区民向け講座などについて、定員を縮小するなど感染症対策を施しながら開催を継続した。リーフレット配布や区民ニュースの配信などの効果もあり、認知症ホットラインの相談件数が増加しており、区民に認知症についての情報がより周知されている。

#### (4) 地域共生社会実現のためのなごみの家を中心とした関係機関の連携

困りごと調査を通じて、人とのつながりが希薄化している状況を把握した。人とのつながりの希薄化はフレイルや要介護度の重度化を招くとともに、誰とも支援が繋がっていない社会的孤立を生むこととなる。これらに対する支援の一環として、地域のキャリアショップや学校法人等と連携し、熟年者向けスマホ教室を開始した。

### 課題と対応策

#### (1) 医療と介護の連携のさらなる推進

医療と介護の連携のさらなる推進については、研修や会議等の開催を通じて「顔の見える関係づくり」は着実に進んでいる一方で、利用者の情報共有については感染症対策等を考慮した方策などが求められている。

#### (2) 判断能力が低下した人への支援(権利擁護の推進)

判断能力が低下した人への支援に係る相談件数は微増傾向だが、複雑な課題を抱える相談者も多く、1件に要する支援回数は大きく増加している。今後も、様々な関係機関と連携しながら、相談者に寄り添い、親族とのつながりも活かしながら適切な支援を継続していく。

#### (3) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策の推進については、チームオレンジの考え方を地域に広げ、既存の取組をさらに進めることにより、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進していく。

#### (4) 地域共生社会実現のためのなごみの家を中心とした関係機関の連携

各機関との連携については、福祉分野の機関とは関係が出来ていると感じることが増えてきた。今後、民間企業やNPO、地縁団体を含め分野を限ることなく、連携を図れるように進めていく。



# 介護保険サービス見込量の進捗管理シート

## 1. 月あたりの供給量見込みの比較

計画書  
P103～131

(計画値：令和3年度の月あたりの供給量見込み、実績値：令和3年4月から10月審査分までの月平均)

サービス名		計画値	実績値	達成率	差異について考えられる要因
居宅 サービス	①訪問介護	5,300人	5,537人	104.5%	1人あたりの回数が若干増えているが、概ね、計画値どおりの実績値となっている。
		126,804回	140,928回	111.1%	
	②訪問入浴介護	567人	607人	107.1%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
		3,022回	3,096回	102.4%	
	③訪問看護	3,341人	3,303人	98.9%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
		38,155回	39,160回	102.6%	
	④訪問リハビリテーション	225人	165人	73.3%	ケアプランにおけるリハビリテーションサービスに対する優先度の低さが一因と考えられる。
		2,523回	2,022回	80.1%	
	⑤居宅療養管理指導	6,498人	6,844人	105.3%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
	⑥通所介護 (デイサービス)	5,472人	5,138人	93.9%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
		53,676回	52,474回	97.8%	
	⑦通所リハビリテーション	1,264人	990人	78.3%	ケアプランにおけるリハビリテーションサービスに対する優先度の低さが一因と考えられる。
		8,040回	6,591回	82.0%	
	⑧短期入所生活介護	1,092人	829人	75.9%	新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが可能性として考えられる。
8,969日		7,777日	86.7%		
⑨短期入所療養介護	111人	68人	61.3%	新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが可能性として考えられる。	
	914日	575日	62.9%		
⑩福祉用具貸与	10,298人	10,360人	100.6%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。	
⑪特定福祉用具購入	180件	192件	106.7%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。	
⑫居宅介護住宅改修	150件	138件	92.0%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。	
⑬居宅介護支援	14,452人	14,312人	99.0%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。	
居住系 サービス	①特定施設入居者生活介護	1,976人	1,817人	92.0%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
施設 サービス	①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,930人	1,794人	93.0%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
	②介護老人保健施設	1,014人	1,004人	99.0%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
	③介護医療院	124人	100人	80.6%	区内の施設は満床となっているが、区の被保険者の利用率が想定よりも伸び悩んだ。

# 資料 6

サービス名		計画値	実績値	達成率	差異について考えられる要因
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	62人	50人	80.6%	新型コロナウイルス感染症の影響により、新規開設事業所の利用が想定通り進んでいないことが考えられる。
	②夜間対応型訪問介護	57人	10人	17.5%	令和2年度中に区内唯一の事業所が廃止となった。その後、同年度内に新たな事業所が開設したが、未だ利用につながっていない。
	③地域密着型通所介護 (定員18人以下のデイサービス)	2,174人	1,799人	82.8%	新型コロナウイルス感染症の影響が可能性として考えられる。
		18,853回	16,819回	89.2%	
	④認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	275人	261人	94.9%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
		2,948回	2,811回	95.4%	
	⑤小規模多機能型居宅介護	290人	279人	96.2%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
	⑥認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	719人	656人	91.2%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模介護専用型有料老人ホーム等)	18人	17人	94.4%	概ね、計画値どおりの実績値となっている。
	⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	20人	24人	120.0%	区内2事業所の内、1事業所が大規模特養に転換し、3月末で廃止となった。計画値は1事業所分だが、実績値には廃止前の3月分が含まれている。4月以降は概ね計画値どおりとなっている。
⑨看護小規模多機能型居宅介護	19人	13人	68.4%	区内唯一の事業所が令和3年中に廃止することになり、新規利用者の受け入れを制限したため、想定よりも少ない実績となった。令和4年4月に新規事業所の開設を予定している。	
サービス名		計画値	実績値	達成率	差異について考えられる要因
介護予防・生活支援サービス	①訪問型サービス	1,733人	1,534人	88.5%	新型コロナウイルス感染症の影響が可能性として考えられる。
	②通所型サービス	3,398人	2,802人	82.5%	新型コロナウイルス感染症の影響が可能性として考えられる。

## 2. サービス提供体制に関する現状と課題

- サービス別受給率の経年変化を見ると、施設サービスは令和2年度に0.1ポイント低下したが、今年度は令和元年度と同等の数値に回復している。一方、在宅サービスは、令和2年度及び3年度いずれも0.3ポイント上昇しており、要介護3や4の中重度者の伸びが顕著となっている。なお、居住系サービスには大きな変化は見られなかった。
- 各サービスごとに見ると、訪問介護や訪問入浴介護、居宅療養管理指導など自宅でのサービスの利用実績が伸びる一方、通所介護や通所リハビリテーション、短期入所生活介護など通所・入所系サービスの利用が伸び悩んでいる。
- これらの傾向から、新型コロナウイルスの感染が広がる中、被保険者は通所・入所系サービスの利用を控える一方、中重度者を中心に、訪問介護等の自宅で受給できるサービスが選ばれているものと考えられる。
- 今後も新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、安定した介護サービスが提供されるよう、事業者との連携と適切な支援を実施していく。
- 一方、区が指定権限をもつ地域密着型サービスについては、令和2年度から区独自の運営費補助の対象に看護小規模多機能型居宅介護を加え、小規模多機能型居宅介護の募集圏域を区全体に広げるなど公募の方法等を変更しているが、令和3年度の公募において、小規模多機能型居宅介護の選定に至るなど、整備の促進に効果を上げている。
- 熟年者の住み慣れた地域での生活の継続を支援する上記の各事業所が空白となっている日常生活圏域への設置を目標に基盤の整備を促進していく。

# 「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例の整備について

## 事務局作成の条例案の骨子

### 「ともに生きるまちを目指す条例」とは？

- ・ 区の目指す共生社会の理念を規定する条例（令和3年7月1日施行）
- ・ 2100年を到達年に設定し、区の責務や区民・事業者の役割を規定
- ・ 施策等の実施にはこの条例を最大限尊重することとされた

### ともに生きるまちを目指す条例 前文

ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

**人とともに生きる。**  
このまちには、0歳から100歳以上のさまざまな年齢の人たちが暮らしています。その中には、障害のある人や外国籍の人などいます。「一人ひとりの「ちがいが」が尊重されることが、まちづくりの源なのだ」と、私たちは考えます。

**社会とともに生きる。**  
このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人々が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせることで大切なのだと、私たちは考えます。

**経済とともに生きる。**  
このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだ、私たちは考えます。

**環境とともに生きる。**  
海抜ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きて、誰一人取り残さないことが大切なのだ、私たちは考えます。

**未来とともに生きる。**  
世界中の人々が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたいと、私たちは考えます。

今日生まれた子どもたちが2100年になっても生活しているこのまちを、夢と希望に満たされたものになりたい。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、2021年、この条例を制定します。



**短い文章に思いを込めた「前文」**  
みんなで目指す未来のまちの姿を分かりやすく伝えるため、「ともに生きる」をキーワードに短い文章でメッセージをまとめています。また、条例の理念や制定への決意も記し、条例全般にわたる解釈や今後の取り組みの基準にもしています。

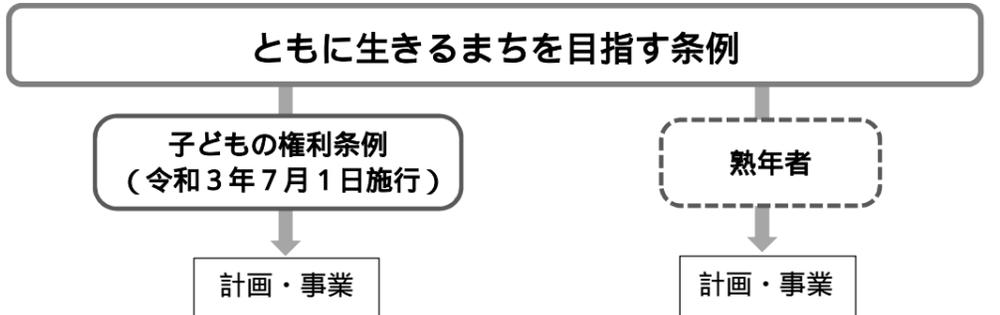
**共生社会の意味と必要性**  
（第1条、第2条関係）  
区・区民・事業者が目指すまちの姿やそれぞれの役割を明文化しました。共生社会については、全ての人が多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会と定義しています。

**区に開くみんなの役割**  
（第3条、第4条関係）  
共生社会の実現は、区が主体となり、区民・事業者と一層に取組むと期しています。また区民・事業者には、共生社会に関する知識・理解を深め、自ら考え、行動し、協働していただくようお願いをしています。

**区が担った**  
（第5条、第7条、第8条関係）  
さまざまな場で共生社会について学び、実践できるように、区は条例の理念を最大限に尊重しながら、意識の形成、理解の促進に取り組みすることを示しています。

**もしもの災害に備えた対応**  
（第9条）  
災害が起きたとき、さまざまな人々の個性・背景が尊重されるべきで、多様性に配慮した対応が求められます。水害などのリスクが高い本区だけが例外としてこの項目を設けています。

### 「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例について



「ともに生きるまちを目指す条例」の理念を踏まえ、熟年者の守られるべき権利や役割と区の責務、関係者の役割などを明らかにする条例の必要性はあるか。

#### ○条例の目的

- ・ 熟年者が安心して暮らし、最期を迎えらえるまちづくりの基本理念を定める。
- ・ 2100年になっても持続できる地域社会に向けた決意を示す。
- ・ 熟年者の持つ権利と役割及び区や介護者(ケアラー)、地域住民など関係者の役割を明確化する。

#### ○基本理念

- ・ 高齢化の現状・惹起される諸問題・生きづらさに関する認識を示す。
- ・ 誰もが熟年者になることを意識し、熟年者への敬意と礼節をもつ社会を目指す。
- ・ 熟年者を含む地域住民がお互いを尊重し合いながら、支え合う地域社会を目指す。

#### ○熟年者の持つ権利

- 【生きがい】知識や経験を活かし、自分らしい生活を送ることができる。
- 【健康】疾病やフレイル状態を予防又は早期発見し、適切な治療を受けることができる。
- 【認知症】認知症でも意思が尊重され、希望を持って日常生活を過ごせる。
- 【尊厳(権利擁護)】自己決定・自己選択が尊重され、虐待や搾取を受けることがない。
- 【福祉サービス】地域での安心な生活のため、充実した福祉サービスを利用できる。
- 【孤立防止(社会参加)】地域において孤立することなく、社会活動に参加する機会がある。
- 【就労】希望と能力に応じて、適切な仕事に従事する機会が確保される。
- 【意見表明】自らの希望や気付き、提案を区や関係者に伝えることができる。

#### ○熟年者自身の役割

- ・ 自ら健康の保持・増進、介護予防、能力の維持向上に努める。
- ・ 培った知識と経験を、若い世代に伝承・共有するよう努める。

#### ○介護者(ケアラー)の役割

- ・ 介護を抱え込まず、適切に福祉サービスを利用して要介護者の尊厳と安心安全を保持する。

#### ○区民(地域)の役割

- ・ 地域の課題を「我が事」として捉え、自ら知識を習得し、考え、行動し、協働する。
- ・ 熟年者や介護者(ケアラー)からのSOSに気づき、適切な支援につなげる。

#### ○関係者の役割(町会、ボランティア・NPO、民生・児童委員、社協等)

- ・ それぞれの立場で地域課題を把握し、関係機関と連携して解決を図る。
- ・ 熟年者や介護者(ケアラー)からのSOSに気づき、適切な支援につなげる。

#### ○区の役割

- ・ 総合的・計画的な施策の立案・実施と継続的な検証を行う。
- ・ 熟年者や関係者から意見を聞く。